

第六期
滋賀県就労収入向上実践計画

令和6年4月

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画の期間	1
	(4) 対象事業所	1
2	就労継続支援事業所の工賃・賃金の現状	2
	(1) 事業所の概要	2
3	目標就労収入	3
4	これまでの取組の成果等を踏まえた今後の具体的な取組	4
	(1) 経営改善や業務改善、支援力の向上に係る取組	4
	(2) 販路拡大・販売促進に係る取組	4
	(3) 他分野との連携による取組	6
5	就労収入等の公表	7
6	計画の進捗管理	7
	〈参考〉	
	「就労収入向上」を目指す今日までの取組	8

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）で働く障害のある人が、働くことを通じて生きがいを感じ、豊かな地域生活を営むことができるよう、これまでの取組の成果と課題等を踏まえて、今後の滋賀県のB型事業所の工賃向上に向けた具体的な支援策を示すために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」として令和3年3月に策定した「滋賀県障害者プラン 2021」において、重点的取組の一つに定めている障害のある人の就労収入の向上を目指す取組、とりわけB型事業所における工賃向上を推進するための実践計画として作成するものです。

(3) 計画の期間

「第五期滋賀県就労収入向上実践計画」の最終年度の翌年である令和6年度から、「滋賀県障害者プラン 2021」の最終年度である令和8年度までの3年間を計画期間とします。

(4) 対象事業所

B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者にかかるものに限る。）、生産活動を行う生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行い、工賃向上に意欲的に取り組む事業所として県が認めた事業所は対象とします。

2 就労継続支援事業所の工賃・賃金の現状

(1) 事業所の概要

ア 各年度B型事業所数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
B型事業所	163 事業所	172 事業所	181 事業所	188 事業所

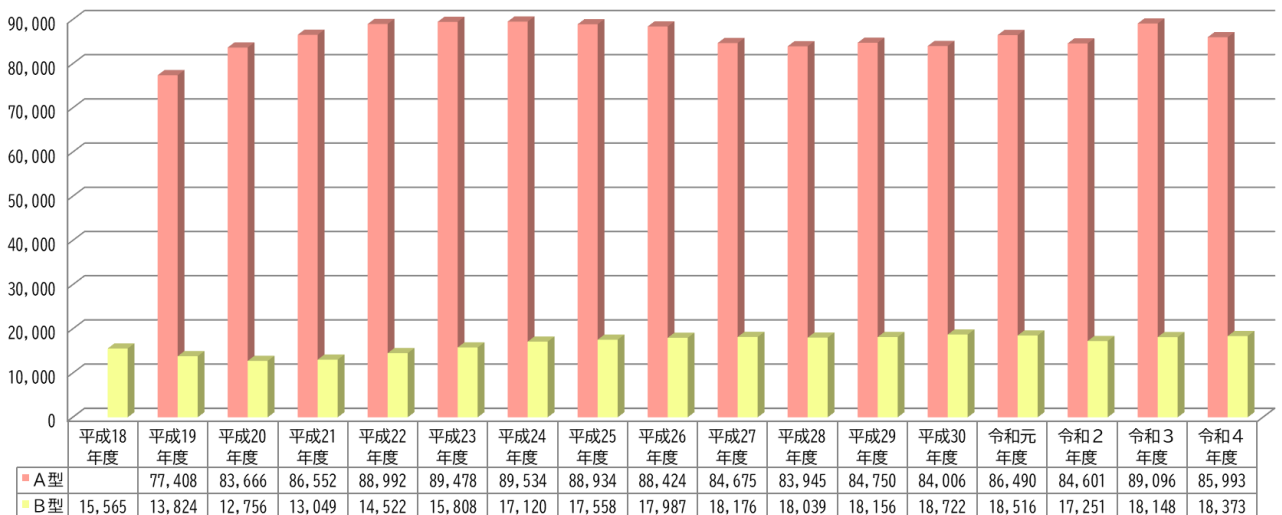
イ 県内の平均工賃の推移

B型事業所の平均工賃月額は、令和4年度 18,373 円と全国平均の 17,031 円を上回っているものの、「第五期滋賀県就労収入向上実践計画」で定めている目標値である令和4年度 20,157 円に届いておらず、障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、引き続き工賃向上に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

また、就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、令和4年度 85,993 円と令和3年度 89,096 円から 3,103 円減少しております。

□ 滋賀県における就労継続支援事業所の平均工賃・賃金の推移（平成18年度～）

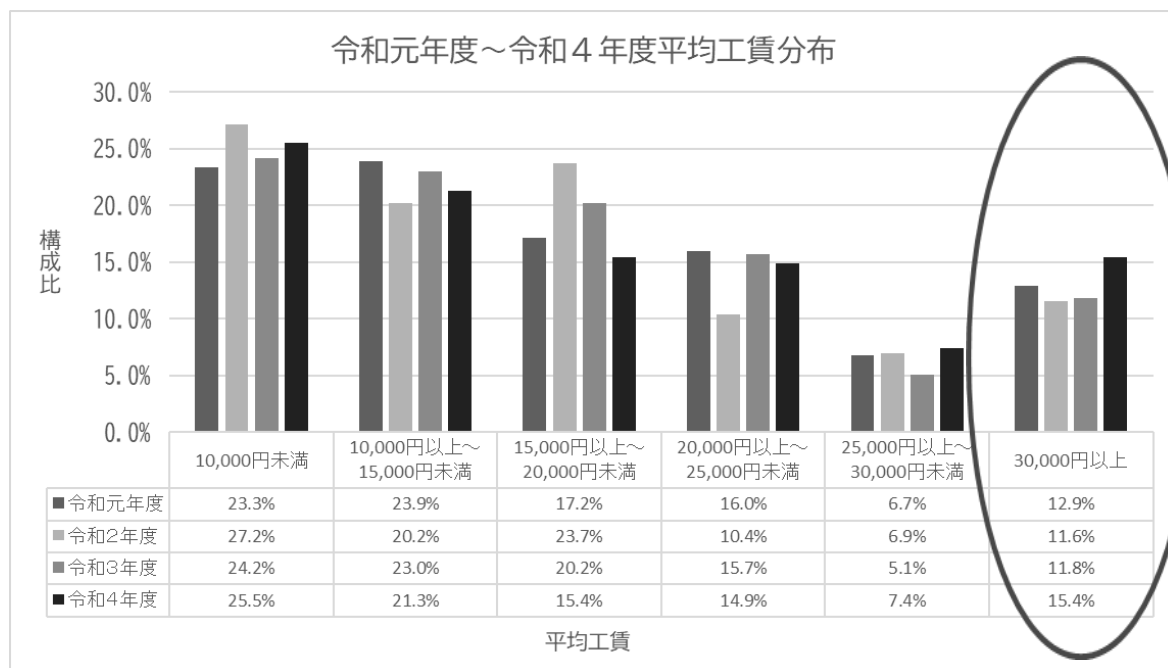
工賃・賃金額



注1：平成18年度および平成19年度のB型実績には、入所・通所授産施設および小規模通所授産施設の実績も含む。
注2：平成20年度から平成23年度のB型実績には、入所・通所授産施設の実績も含む。

ウ B型事業所の工賃分布

平均工賃月額が 30,000 円以上の B 型事業所の割合は、令和 4 年度に 15.4% となり、令和元年度の 12.9% と比べて 2.5 ポイント増加したものの、「滋賀県障害者プラン 2021」に掲げている目標割合である令和 5 年度 30% の達成は厳しい状況にあります。



3 目標就労収入

各年度ごとの目標工賃(月額)

令和 6 年度 19,467円

令和 7 年度 20,014円

令和 8 年度 20,561円

※令和 4 年度 B 型事業所平均工賃月額実績 18,373 円

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工賃月額が減額していることから、滋賀県の新型コロナウイルス感染症流行前の 10 年間（平成 21 年度から令和元年度まで）における平均工賃月額実績の年平均増額分である 546.7 円を用いて算定を行っています。

令和 4 年度平均工賃月額実績は 18,373 円であり、令和 5 年度から令和 8 年度まで毎年度 547 円増加することを見込んだ 20,561 円を令和 8 年度の目標工賃に設定します。

上記目標額は、経過的な目標値として設定するものであり、障害基礎年金 2 級(月額 68,000 円程度)と合わせても、地域で自立した生活を送ることができる収入とは言い難いことから、さらなる就労収入の向上を目指します。

4 これまでの取組の成果等を踏まえた今後の具体的な取組

(1) 経営改善や業務改善、支援力の向上に係る取組

ア 「障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業」の推進

(ア) これまでの取組

障害福祉サービス事業所で働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、同事業所職員が事業経営に関する知識や技能を習得するための研修会の開催や、専門家の巡回による経営改善や業務改善のための指導、同事業所職員の工賃向上にかかるスキル向上のための支援を行っています。

○ 個別指導による経営改善・業務改善・スキル向上等の支援数

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
対象事業所	7	7	6	10	5	10	11	12
支援回数	19	12	13	26	25	20	29	30

(イ) 第六期就労収入向上実践計画における取組

引き続き障害福祉サービス事業所への研修実施や業務改善指導、職員の工賃向上にかかるスキル向上支援に取り組めます。

また、「滋賀県障害者プラン2021」に掲げている目標の達成に向け、特に、工賃30,000円以上を目指すB型事業所を重点支援事業所と位置づけ、支援の強化を図っていきます。

(2) 販路拡大・販売促進に係る取組

ア 官公庁における優先調達推進

(ア) これまでの取組

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県では「滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」（以下「優先調達推進方針」という。）を定め、毎年度県の各機関が障害者就労施設等から1件以上の調達を行うという目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

令和2年度以降、調達機関の割合・調達額ともに増加していますが、令和4年度の調達額について新型コロナウイルス感染症の流行前である令和元年度の調達額までの回復とはなっていないほか、調達機関の割合は、令和4年度で88%と、

目標の 100%を達成できていない状況にあります。

令和 4 年度からは、県のホームページに各機関での調達事例をとりまとめた調達事例集を掲載するなど、各機関の調達促進に向けた取組を行っております。

○県における障害者就労施設等からの調達実績

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
調達実績額	31,018,536 円	40,226,982 円	29,908,601 円	28,653,257 円	32,067,456 円
調達機関数	139/212	157/213	168/215	170/213	185/210
調達機関割合	66%	74%	78%	80%	88%

(イ) 第六期就労収入向上実践計画における取組

障害のある人の雇用の促進と障害者就労施設等で働く障害のある人の就労収入の向上が図れるよう、「優先調達推進方針」に基づき、県の全ての機関が毎年度障害者就労施設等から 1 件以上の調達を行うという目標の達成および調達実績額の増に向け、さらに優先調達の取組を進めていきます。

また、各市町においても優先調達推進方針を定め、目標達成に向けた取組を行っていることから、発注等の促進につながる好事例を県と市町で共有していきます。

イ 民間企業等による発注の推進

(ア) これまでの取組

障害者就労施設等を優先的・積極的に活用する官公庁の取組を民間企業等に広げるため、県では、平成 30 年 4 月に「しが障害者施設応援企業認定制度」を創設し、障害福祉サービス事業所等から一定額以上の物品や役務の調達を行った企業等を「しが障害者施設応援企業」として認定しています。

応援企業として認定された事業者数は、制度創設時から毎年度増加し、令和 5 年度には 134 者となっており、令和 4 年度には継続して認定されている事業者に知事から感謝状を贈呈しました。

また、県のホームページに「障害者就労施設等が取り扱う物品・サービスリスト」を掲載し、障害者就労施設等において提供している「サービスの内容」等を紹介し、その活用を促すとともに、新たな需要を掘り起こす取組を行っています。

○しが障害者施設応援企業認定制度の認定事業者数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
認定事業者数	17	56	101	110	134

(イ) 第六期就労収入向上実践計画における取組

障害者就労施設等におけるサービスリストの公表や大規模な発注を障害者就労施設等が相互に連携して受注するための「共同受注窓口」の活用の呼びかけ等、民間企業等からの発注を拡大させるための取組を引き続き進めていきます。

また、令和4年度まで、公共入札において応援企業の認定を評価する取組が建設工事入札参加資格の主観的評価項目のみに限られていたことから、認定者における建設事業者の割合が高くなっているため、今後は建設事業者だけでなく、他分野の民間企業にもインセンティブが働く仕組みを検討します。

官公庁の優先調達制度の民間企業版である「しが障害者施設応援企業認定制度」が、より多くの事業者に浸透し、「しが障害者施設応援企業」が増加することで、B型事業所の生産活動収入の増加や工賃の向上等に繋がるよう、部局を越えた連携を図りながら、引き続き積極的な制度の周知を行います。

(3) 他分野との連携による取組

(ア) これまでの取組

農福連携にかかる取組として、農業者と障害者就労施設等との間で、農作業受委託のマッチングを行う「農福連携推進事業」や、農業に取り組む障害福祉サービス事業所等に対して、農業や6次産業化の専門家（農業技術アドバイザー）を派遣し、農業技術等に関する専門的な助言や指導を行う「障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業」等を通じて、農業分野における障害者の就労の場の拡大や農産物および農産加工品等の販売による収入の向上等への支援を実施し、工賃向上の推進を図っています。

(取組例1)

病害虫の発生により収量が安定しないという課題を抱えていた事業所において、アドバイザーを派遣して、基礎的な予防や早期対応の指導を行い、影響を抑えることができた。

(取組例2)

事業所で収穫された野菜類を加工したスープを開発するため、アドバイザーが、スープに適した

野菜の選定等のアドバイスをを行った。

また、令和3年度から令和5年度まで「農福連携マルシェ」として、農業に取り組む障害福祉サービス事業所の商品や生産活動のPRの機会を設けることにより、販売機会の提供や受注の拡大等を支援しました。

○滋賀県農福連携推進事業実績(マッチング支援実績数)

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
マッチング支援数	2	1	9	5	5	3

○「障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業」実績数

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4
対象事業所	4	5	4	7
支援回数	53	44	59	37

(イ)第六期就労収入向上実践計画における取組

他部局との連携のもと、引き続き「農福連携推進事業」や、「障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業」を実施し、地域の農業者と障害者就労施設等の協働等を推進するとともに、新たな分野とも連携しながら障害者の就労の場の拡大や工賃向上を図ります。

5 就労収入等の公表

就労継続支援事業所等で働く障害者やその利用者、家族向けの情報として、就労継続支援事業所の前年度平均工賃・賃金月額等を滋賀県ホームページで公表します。

6 計画の進捗管理

本計画の上位計画である「滋賀県障害者プラン 2021」の推進にあたっては、障害者基本法に基づき設置している滋賀県障害者施策推進協議会において適切に進捗管理を行うほか、県の関係部局による滋賀県障害者雇用対策本部による連絡調整や滋賀県障害者自立支援協議会等における現場の課題に即した関係機関の協議により、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携を図りながら推進していくこととしています。

本計画に基づく取組は、「滋賀県障害者プラン 2021」に定める障害のある人の就労収入の向上を目指す取組等と密接に関係することから、同プランの進捗管理の仕組みを活用し、一体的に進捗管理を行うこととします。

〈参考〉「就労収入向上」を目指す今日までの取組

(1) 共同作業所制度の変遷

ア 滋賀県では、昭和 53 年に共同作業所の設置運営への支援を開始するなど、いわゆる「福祉的就労」の充実に向けた取り組みを積極的に行ってきました。

イ 平成 10 年 5 月には、「障害者共同作業所および授産施設振興指針」を策定し、ここで共同作業所の機能分化の必要性が明示され、平成 12 年度からは具体的な補助制度として、「機能強化型共同作業所（事業所型、創作・軽作業型）」をスタートするなど特色ある支援策を推進してきました。

ウ 平成 16 年には、「障害者の就労支援に関する検討委員会」を設置し、就労支援のあり方について検討を重ね、①地域における就労支援②新たな雇用の場③共同作業所体系の見直しを骨子とする「障害者の就労支援に関する今後の方向性」をとりまとめ、その後、「働き・暮らし応援センター」の創設や「社会的事業所」の創設につながることとなりました。

エ 平成 17 年 2 月には、障害福祉関係 6 団体、中小企業団体と県が共同で、障害のある人もない人も共に同じ職場で普通に働いている社会こそあるべき姿との認識のもと、働きたい・働いている障害者を積極的に応援しようと、「障害者の『働きたい』を応援する滋賀共同宣言」を発表しました。

オ 「就労支援の抜本的強化」を改革の柱の一つと位置づけて、平成 18 年に施行された障害者自立支援法において、「就労支援」に関する新たな事業体系が創設され、平成 23 年度末を以て、従来の共同作業所は、新体系に基づく事業所または地域活動支援センターへ移行しました。

(2) 仕事の創出

平成 10 年 10 月、滋賀県社会就労事業振興センターが、「障害者の共同作業所および授産施設振興指針」の提案に基づき設立され、事業所商品の販路の拡大、商品開発や下請け受注の拡大等を中心に事業を展開してきました。